

H20. 6. 28 原案可決

ジストニアの難治性疾患克服研究事業 対象疾患への指定を求める意見書

国においては、難治性疾患克服研究事業として、症例数が少なく、原因不明で治療方法が未確立であり、療養が長期にわたる疾患について、原因の究明、治療法の確立に向けた研究が行われており、現在123疾患を対象にこの事業が行われている。神経難病の一つであるジストニアについては、根治療法がなく、治療が長期にわたり、患者とその家族にとって、医療費の負担、日常生活での精神的な負担も大きくなっている。

ジストニアの患者とその家族等の経済的、精神的負担の軽減のため、原因の究明、治療法の確立に向けた研究が行われる難治性疾患克服研究事業の対象疾患に指定されることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月28日

和歌山県議会議員 大沢 広太郎

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣